

り災証明について

り災証明とは

火災により被害を受けた方に、その事実を証明するものです。

保険請求、滅失登記、確定申告（所得税の雑損控除または軽減免除）等の手続きに必要なことがあります。

申請できる方

次の方が、窓口にて申請してください。申請の際には、身分証明書（運転免許書、パスポート、マイナンバーカード、健康保険証等）を確認させていただきます。

- ① り災者（り災した物件を所有している人又は法人の代表）
- ② ①の方が申請できない場合は、「り災者と同一世帯の方」又は「り災した法人の社員等」
- ③ ②の方が申請できない場合は、①の方から他の人に委任してください。その場合、委任状が必要です。委任状は、申請書の裏面にあります。
- ④ ①の方が委任できない場合は、「り災者の3親等以内の親族」や「法定代理人」などが申請できます。その場合、「り災者の3親等以内の親族」や「法定代理人」などであることを証明するもの（戸籍全部事項証明書や登記事項証明書など）が必要です。

発行手続き

窓口にお越しただいて申請書を記載していただくか、恵庭市公式ホームページから申請書をダウンロードし、あらかじめ記載したものを窓口へ持参してください。

郵送にて申請することもできます。申請書に必要事項を記載し、身分証明書などの写しを添え、切手を貼付した返信用封筒を同封の上、下記の窓口へ郵送してください。

なお、火災が発生してから発行できるまでには数日かかりますので、発行の可否について、事前にお電話等で確認をお願いいたします

窓口・問い合わせ先

恵庭市消防本部予防課 住所：恵庭市有明町2丁目4番14号 電話：0123-33-0990